



佐賀県唐津市 農山漁村再エネ法の 活用事例 ①

— 農山漁村再エネ法を活用し、産官学で創った風力発電所 —

きっかけ

風力発電事業の適地が第一種農地（荒廃農地）であったことから、事業者が市に対して農山漁村再エネ法の活用による用地確保を相談。

協議会設立

荒廃農地の有効利用を期待し、市が産官学等からなる協議会を設立。3回に渡って、法活用による地域活性化等の協議を実施。

基本計画策定

佐賀県初となる、法に基づく基本計画が策定。その後、設備整備計画の認定がなされ、法活用の特例措置によって第一種農地の転用が許可。

地域貢献

今後20年間にわたり、売電収入の1%を還元するなどし、地域農業の保全・活性化を支援していく予定。

法 活 用 概 要

- 基本計画策定 : 2016年02月15日
- 協議会設立 : 2015年10月16日
- 設備整備者 : 【A】唐津市相賀風力発電合同会社
(風力発電: 1,990kW)
【B】唐津市湊風力発電合同会社
(風力発電: 1,990kW)
- 活用特例措置 : 第一種農地の転用の許可

農山漁村再エネ法活用の経過

2015年

唐津市内で風力発電事業が計画され、その適地が第一種農地(荒廃農地)であったことから、事業者が市に対して農山漁村再エネ法(以下、法)の活用による用地確保を相談。

2015年10月～

法活用による荒廃農地の有効活用を期待し、市が産官学等からなる協議会を組織。発電事業の内容、土地利用の調整、法に基づく基本計画の内容等を協議。

2016年02月

3回に渡る協議を経て、市が佐賀県初となる法に基づく基本計画を策定。

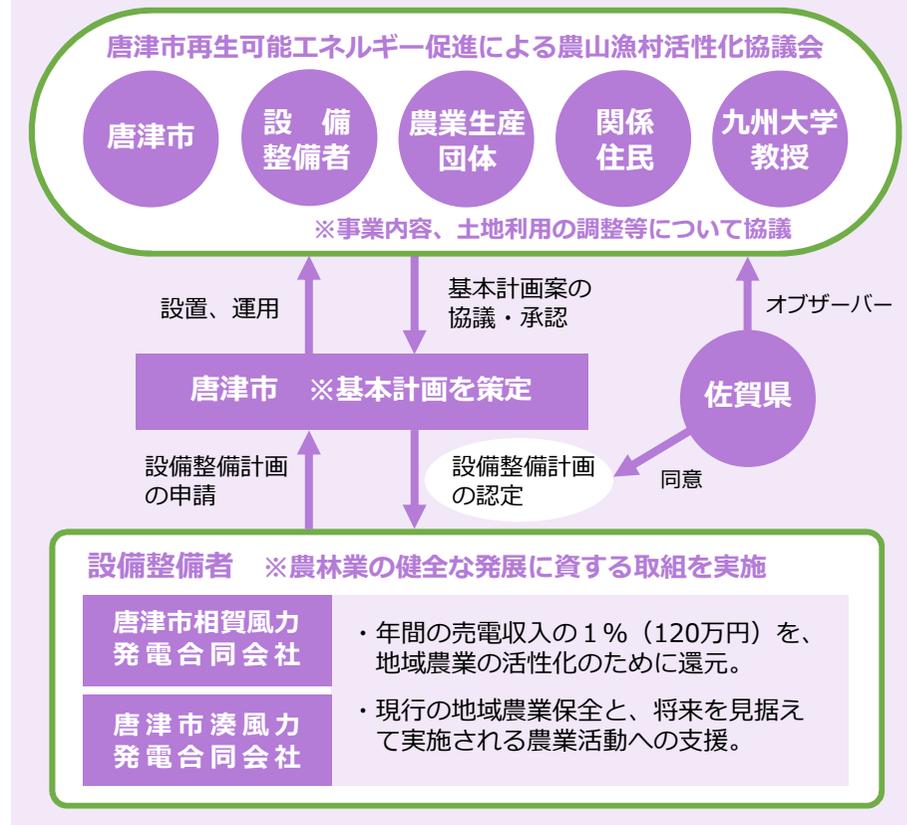
2016年03月

設備整備計画の認定によって、法活用の特例措置である第一種農地の転用が許可。2017年2月に着工開始。

2018年02月

風力発電設備が稼働し、地域の農林業の健全な発展に資する取組が開始。

農山漁村再エネ法活用スキーム



新しいモデルづくり

今後20年間にわたって売電収入が還元されるが、具体的な還元方法についてはあえて決定せず、発電事業者により基金として積立て、引き続き、協議会で検討を行う予定。

市は、農山漁村再エネ法を活用した再生可能エネルギーの導入について、エネルギー産業の発展と農業振興が相乗効果となる画期的な手法であり、今後の地域経済の活性化モデルとして期待できると評価。